

「公文書等の管理に関する法律施行令案」に対する国民からの御意見募集の結果

意見募集方法（行政手続法に基づく意見公募手続）

- ・ 募集期間：平成 22 年 11 月 6 日（土）～平成 22 年 12 月 5 日（日）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び内閣府ホームページ
- ・ 意見提出方法：電子メール、郵便、ファックス

意見提出件数：13 件

（内訳）

- ・ 「個人」：10 件
- ・ 「団体」：3 件

意見提出者ごとに整理した意見は別紙のとおり

- ・ 個人として意見を提出していただいた場合には「個人」、組織として意見を提出していただいた場合には「団体」と記載しています。
- ・ 「個人・団体」の区分欄の右側の欄には意見対象部分を記載しています。

1	個人	<p>第24条</p> <p>法第20条は、「写しの交付」の場合に限って手数料の徴収を認めています。したがって、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧・交付や電磁的記録媒体に複写したものの交付の場合は、手数料を徴収できないと思われます。しかし、これでは、写しの交付の場合と比べて、不公平だと思います。それゆえ、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧・交付や電磁的記録媒体に複写したものの交付の場合は、用紙や電磁的記録媒体は、利用者が用意しなければならないと解するべきだと思います。</p>
2	個人	<p>公文書管理法第4章以降</p> <p>私は、岐阜県で明治改修の実態を研究する在野の郷土史家です。今回の公文書管理法の内容には、大きな問題点があり、大変憂慮しております。現実問題として、明治の木曾川改修に関する資料も国土交通省の前身である旧内務省資料があるにも関わらず、特に土地収用に関する文書や三川分流成工式に関する資料、ヨハネス・デ・レイケに関する資料は、木曾川文庫が所蔵する以外にはほとんどが所在不明を事由に100年以上たった今も公開されていません。2012年には明治改修完了100年を迎えますので、歴史の見直しは急務です。一刻も早く情報を開示いただきたく、第4章に関して、私の意見を提出いたします。</p> <p>第十四条 2 .内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。</p> <p>内閣総理大臣が保存の是非を決めるのは問題がある。第三者機関が決定すべきだ。それを審査するのは最終的には最高裁であるべきだ。</p> <p>3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。</p> <p>なぜ国立公文書館なのか、学会等有識者の意見を聞くべきである。</p> <p>第十六条 1八 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>この場合尖閣問題のビデオはいつまで対象になるのか。</p> <p>2ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>「公訴の維持」は政府側の解釈で文書の閲覧が決められる恐れがある。国民の知る権利を著しく害する表現ではないか</p> <p>第二十五条国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。</p> <p>重要でなければ廃棄できるとは何事か。そもそも重要かどうか誰が判断するのか。研究者にとって必要である公文書は時代の変遷で変わるのは当たり前のことであり、それを一時代の担当者の権限で廃棄するのは将来に禍根を残すのではないか。</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文</p>

		<p>書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> <p>なぜ努力規定なのか、現実に岐阜県では公文書管理に関する予算が縮小の一途をたどっている。情報公開が十全でない中義務化しなければ、ますます管理がずさんになるのではないか。</p> <p>以上につきまして、明確な回答をHPなどで公表いただけましたら幸いです。</p>
--	--	--

3	個人	その他
	意見内容	<p>ご意見させていただきます。</p> <p>民主主義の根底に則った文書の管理を行うのであれば、先日の尖閣諸島事件における中国船衝突に関連した資料も民主主義に則って民意を聞き入れ、国民に公開すべきだったのではないのでしょうか？</p> <p>この視点で法令を考えると、同公文書における「民主主義に則る」とはどのような定義の基に設定されているのでしょうか？</p> <p>今回（尖閣諸島沖での衝突事件）の場合、著しく国益を損なうのであれば、ビデオなどの存在すら公表すべきでは無かったと思われれます。</p> <p>そこまでの情報を管理して、初めて管理と言えるのだと思います。</p> <p>法律が定める情報の公開の範囲の定義づけが甘すぎるのだと思います。</p> <p>線引きをしっかりとすべきです。</p>

4	個人	その他
	意見内容	<p>この法律の内容に沿って、文書を管理するには、ファイリングシステムの導入が必要になるかと思えます。</p> <p>導入には、かなりの費用がかかる大事業になると思っております。</p> <p>また、多額の費用を投じて導入はしたものの、維持管理していくことができず、形だけで、意味の無いものになってしまうことも考えられます。</p> <p>第32条には地方公共団体も含まれておりますが、果たしてどれだけの自治体が適切に導入し、維持管理、さらに改善していくことができるのかわかりません。何らかの形で、正しく導入し、維持管理、そして改善できるようにして頂きたいと思っております。</p> <p>また、昨今のニュースを見ると、政府や国の機関でも、情報（公文書等に含まれるかと思えます）の取り扱いについて、十分な知識（認識）があるのか疑問を抱かずにはいられません。政府ならびに国の機関に関しても、正しい知識と認識を持てるような努力をお願いします。</p> <p>この法律に限った話ではありませんが、法律があっても、法令遵守がされなければ意味はありません。</p>

5	団体	第4条第1項
	意見内容	<p>適切に保存されていても劣化が激しいものあり。代表的なのが感熱紙公文書。膨大にあり、テキストも図も褪色し、消えかかっているものが非常に多い。移管まで待てない。一考をお願いしたい。</p>

6	個人	全般
	意見内容	<p>公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とし、国民主権の理念にのっとり定められた公文書等の管理に関する法律の施行令の制定にあたり、関係者の熱意と努力に敬服する。殊に公文書管理委員会は短期間に多くの審議を要求され、委員に多くの負荷がかかっているのではないだろうか。専門委員の任命が望まれるところである。</p> <p>この法律がスムーズに施行されるよう、関係機関(国立公文書館等や“指定施設”)に必要な予算措置と専門職教育を受けた人材の登用が望まれる。</p> <p>現在は組織共有文書を公文書としているが、意思決定に至る過程がわかる文書が個人の文書である場合はそれも保存されるべきである。そして、官邸文書は米国や韓国の大統領文書の扱いに準じて保存されるべきであろう。次回の見直しで検討されたい。</p> <p>行政機関に限らず、立法や司法の文書が国立公文書館に移管されるよう、国立公文書館は独立の国の機関とすべきであろう。この点も近い将来見直されたい。</p> <p>当法律と関連の深い情報公開法の速やかな改正(手数料の無料化など)を望む。</p> <p>この法律の理念を尊び、施行前の不適切な文書廃棄のないよう、周知徹底されたい。</p>

7	個人	第3条・第4条
	意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような機関がどのように指定されるかが明確ではない。(たとえば、国立の博物館等は博物館法の博物館ではない。名称が博物館であればよいのだろうか。) ・現在、これらの博物館の目録化率はどの程度であろうか。 ・一般の利用が国立公文書館等の施設での利用に比べて、どの程度のものか。

8	個人	別表17
	意見内容	<p>三年は短いのではないか。四年前の調査研究や研修実施状況を参照できなくてもよいのだろうか。</p>

9	個人	別表33
	意見内容	<p>廃棄した文書のリストは30年保存の後、公文書館で永久に保存されるべきだと考える。どのような文書が作成されたかのリストは必要である。</p>

10	個人	第24条
	意見内容	電磁記録に限らず、映像記録や音声記録等が視聴できるよう、再生装置を整備すべきである。

11	団体	全般
	意見内容	<p>独立行政法人等の法人文書は保存期間が満了すると、歴史公文書に該当するものは国立公文書館等に移管される。その移管は、政令18条により国立公文書館の設置する公文書館、又は政令2条1項2号により、内閣総理大臣の指定を受けた施設へ移管される。歴史公文書に該当しないとされる法人文書は、管理法11条4項により廃棄されることが義務となった。現在、日本には独立行政法人等が約200団体存在し、中には100年以上の歴史を持つ組織がある。その保存する法人文書の中に、歴史的文化的な視点から重要な価値を持つものが含まれていることは容易に想像ができる。しかし、歴史的に重要な文書が、国立公文書館に移管されず、当該法人が国立公文書館等に該当する施設としての指定を受けなかった場合、公文書等が一律に廃棄処分される可能性がある。これは公文書管理法の目的に反する重大な事態である。したがって、適正な運用体制が整うまでの間、すべての文書の廃棄を一時的に停止し、国立公文書館による専門的な助言を受けるなど、重要な文書が廃棄されないための何らかの措置が必要である。</p>

12	個人	第2条第1項1号、第8条、別表
	意見内容	<p>1 第2条1項1号（法第2条第3項第2号の定める施設）について 法2条3項2号の政令で定める「行政機関の施設」として、宮内庁と外務省の施設があげられているが、防衛省の施設はあげられていない。このため、施行令案によれば、防衛省に関連する公文書については国立公文書館に移管されることとなる。</p> <p>しかし、防衛省に関連する公文書については、防衛省の図書館すなわち国立国会図書館の支部図書館が所蔵し、国立公文書館に移管されない可能性のあるものが存在する。たとえば、第二次世界大戦に関わる陸軍及び海軍の文書は、いったんGHQが保管し、その後日本に返還されているが、これらの文書は、現在、防衛省の図書館にあるとされている。形式的には「行政文書」としての取扱いを受けておらず、歴史公文書として位置づけられている。</p> <p>しかし、日本の行政機関の保有をいったん離れたものであっても、もともと日本の行政文書であったものについては、返還を受けた以上、行政文書として取り扱い、保存期間が満了したら国立公文書館に移管すべきである。施行令案によれば、防衛省のこうした文書は移管がなされないこととなる。</p> <p>したがって、「行政機関の施設」として、防衛省の施設を設置して、公文書館に類する施設として位置づけ、防衛省の図書館にある「行政文書」を、同施設に移し、市民の利用に供するようにすべきである。</p>

		<p>2 第8条(行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)について</p> <p>(1) 施行令案は、別表をあげ、行政文書を分類して保存期間を定めている。この別表に規定のない行政文書については、別表の規定を参酌し、行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて行政機関の長が定める期間が設定されることとなっているようである。</p> <p>しかし、この別表に網羅されていない行政文書が存在し、そうした行政文書は、行政機関の裁量によって保存期限を自由に定めることができることになってしまう。たとえば、プレスリリースは、別表の区分には分類されていない。</p> <p>保管期間の短い行政文書について、もう少し綿密に分類や保存期間を設定すべきであり、別表の再考をすべきである。</p> <p>(2) 別表の15は、「国又は行政機関を当事者とする訴訟に関する文書」について、判決や和解調書の保存期間を、「訴訟が終結する日に係る特定日以後10年」としているが、薬害や公害の事件など、判決又は和解の内容によっては、国又は行政機関の責任が長く継続していることがありうるので、保存期間の延長といった行政機関の裁量に任ずことは妥当ではない。10年という保存期間を設定するのであれば、これらは廃棄の対象とせず、確実に公文書館に移管する必要がある。</p> <p>(3) 別表の33は、「行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿」については30年間の保存期間としている。しかし、移管又は廃棄は、情報公開請求の前提である行政機関が行政文書を保有しているか否かを確認する重要な事実である。訴訟において、文書の存否が争われる事案は、必ずしも30年以内の文書ではない。衆議院外務委員会で参考人質疑が行われた「核の持ち込みに関する密約」に関する文書のうち、条約局長の引き継ぎ文書が行方不明になっているのが好例であろう。移管又は廃棄に関する文書の保存が大量になるというのであれば、その保管態様を、マイクロフィルム保管にするなど工夫を講じればよいはずである。移管又は廃棄に関する文書の保存は、「無期限」とすべきである。</p>
--	--	---

13	<p>団体</p> <p>意見内容</p>	<p>第24条</p> <p>1 紙公文書については基本的に電子化し、電子化公文書として電磁的記録公文書と一元管理されるべきである、と考えます。</p> <p>2 各省庁が紙文書を電子化するに当たっては、マイクロフィルム同様に法的証拠能力を強化する必要があります。このためのご参考資料としてJIIIMAで作成した「電子化文書取扱ガイドライン」及び「デジタル マイクロ・アーカイブによる保存ガイドライン」を添付いたします。</p> <p>3 なおメタデータ、フォーマットなどの仕様は、公文書管理委員会及び国立公文書館の提言に準拠した各省庁共通仕様とすることは当然として、特に電子化公文書作成の際には、原課の業務を熟知した公務員OBを一時的に再雇用し、メタデータ作成を委託する制度の導入を提言いたします。</p> <p>4 国立公文書館に移管する際には、重複管理の無駄を避けるためにも紙の公文書だけでなく、各省庁で事前に作成された当該電子化公文書も、併せて移管を義務づけることが必要、と考えます。</p>
----	-----------------------	--